

防災・減災対策等への継続的な支援について

【担当省庁】総務省

市町村における取組

各市町村では「緊急防災・減災事業債」を活用して、大規模地震等の災害時の防災対策として、災害時の住民への情報伝達手段の強化、公共施設の耐震改修、指定避難所における空調設備や通信設備の整備、トイレの洋式化及びバリアフリー化等の様々な事業を推進しているところである。

本債は令和 7 年度までの時限措置として発行することができるが、優先順位を定め計画的に整備を進めているものの、単年度で進められる事業量には限界があること、また、公共施設や全避難所の整備は施設を稼働しながら進めていることから複数年を要するため、令和 8 年度以降も引き続き整備を進める必要がある。

また、「緊急自然災害防止対策事業債」は、災害の発生の予防、または災害の拡大を防止するため、インフラ等の強靱化対策を対象として、令和 7 年度までの時限措置として発行することができる。

しかし、本債を活用した事業についても計画的に整備を進めているものの、単年度で進められる事業量には限界があり、令和 8 年度以降も引き続き整備を進めることが必要な状況である。

「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」は地方債の充当率が100%、交付税措置率が70%と地方公共団体にとって、極めて重要な財源保障となっている。

□緊急防災・減災事業の活用状況(例) (単位:千円)

	R4	R5	R6 (予算)	R7 (見込)
天理市	0	5,900	10,500	16,400
生駒市	78,900	355,000	1,475,900	1,618,000
香芝市	20,200	34,562	261,900	471,300
宇陀市	133,600	221,800	34,000	37,000
安堵町	0	0	20,300	114,800
上牧町	18,800	289,800	97,800	119,400

□緊急自然災害防止対策事業債の活用状況(例) (単位:千円)

	R4	R5	R6 (予算)	R7 (見込)
香芝市	0	7,300	42,700	600
宇陀市	20,100	137,700	131,200	143,500
上牧町	81,600	57,000	129,000	146,200

□令和8年度以降の整備予定(例)

【緊急防災・減災事業債の対象事業】

- ・MCA無線のサービス終了に伴う通信インフラの再整備(天理市・生駒市)
- ・避難所の空調設備の設置等環境整備(生駒市・香芝市・安堵町・上牧町)
- ・消防通信指令システムの整備(生駒市)
- ・防災機能を有した体育施設の整備(生駒市)
- ・消防団設備の整備や避難所の生活環境改善等(宇陀市)
- ・大和川河川防災ステーション整備(安堵町)
- ・デジタル同報系防災行政無線の更新(三宅町)

【緊急自然災害防止対策事業債の対象事業】

- ・道路法面の舗装や落石防止対策(宇陀市)
- ・道路の冠水対策(上牧町)

国にお願いすること

1. 令和 7 年 6 月策定予定の国土強靱化実施中期計画に基づく、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保することをお願いする。
2. 令和 7 年度までの時限措置とされている「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」について、令和 8 年度以降においても継続を要望するとともに、さらには本制度の恒久化についてもご検討いただきたい。